

## 令和2年度 事業計画書

近年、発酵乳・乳酸菌飲料は、消費者の健康意識の高まり、商品の多様化等により順調に市場を拡大してきた。令和2年度においても、乳酸菌の持つ保健機能についての研究の進展により一層の発展が期待される。

一方、食品表示を巡っては、健康食品の虚偽誇大表示の問題、新たな加工食品の原料原産地表示制度及び遺伝子組換え表示制度改正への対応などが急がれている。

本協議会は、消費者による合理的な商品選択と業界の公正な競争の確保のため、① 公正競争規約の改正 ② 改正規約の普及・定着 ③ 規約の遵守状況の調査 ④ 相談業務及び指導業務の強化を重点課題として以下の事業を進めることとする。

### 1. 公正競争規約の改正

平成29年9月改正の加工食品の原料原産地表示制度及び平成31年4月改正の遺伝子組換え表示制度に対応した「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」の改正を進める。

### 2. 公正競争規約の普及・定着

「表示Q&A集」や会員向けの勉強会等を活用して、現行「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」の普及・定着に努める。

なお、「表示Q&A集」については、協議会ホームページへの掲載及び冊子化を行う。

### 3. 表示の適正化

市販の発酵乳・乳酸菌飲料の表示ラベルの適正化を目的として、全国から集めた商品サンプルについて、消費者による検査会を開催する。

## 4. 相談・指導

「発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約」についての、会員、マスコミ等からの問い合わせに積極的に対応する。

また、会員の商品について、虚偽誇大表示、公正競争規約違反等の疑いを指摘された場合、事前対応として、常勤常任委員が、指摘を受けた会員の協力を得て事実関係を調査、必要に応じて改善指導等を行う。

## 5. 消費者庁・食品表示関係団体との連携

### (1) 消費者庁との連携

ア. 消費者庁及び消費者委員会において検討される食品表示規制情報を積極的に収集し、会員への提供に努める。

また、パブリックコメント募集に積極的に対応する。

イ. 消費者庁における行政施策の方向性及びホットな施策について、解説文を「乳酸菌ニュース」に掲載する。

また、会員からの求めに応じて、関心の高いテーマについて、担当官を招聘し、行政セミナーを開催する。

ウ. 非会員による著しい虚偽誇大表示を知り得た場合、消費者庁に情報提供する。

### (2) 食品表示関係団体との連携

ア. (一社)全国公正取引協議会連合会が主催する意見交換会等に参加し、消費者庁に対する要望を提出する。

イ. 平時から、全国飲用牛乳公正取引協議会、アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会及びチーズ公正取引協議会との連携に努め、共通の課題について合同で消費者庁と協議する。

## 6. 新会員の勧誘

非会員に対して、種々の機会をとらえて協議会加入を呼びかける。

以 上